

令和5年第3回定例会（12月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和5年11月28日
総務部

【予算関係】

財 政 課	令和5年度12月補正予算に関する説明資料	・ ・ 1
税 務 課	県税クラウド帳票外部委託に係る債務負担行為の設定について	・ ・ 5
広 報 広 聴 課	広報事業に係る債務負担行為の設定について	・ ・ 7
総 合 防 災 課	災害援護資金貸付金について	・ ・ 9

【議案関係】

人	事	課	「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について (議案第171号)	・ ・ 10
人	事	課	「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第172号)	・ ・ 17
人	事	課	「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第170号)	・ ・ 19
人	事	課	「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」 について (議案第173号)	・ ・ 21
財	政	課	「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について (議案第174号)	・ ・ 23

財政課

令和5年度12月補正予算
に関する説明資料

(議案第160号)

令和5年度12月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	△ 68,356	難病医療対策費 4,070 (827,814 → 831,884) 在宅要援護老人対策費 2,475 (27,735 → 30,210)	職員費(教育費負担金) △ 75,832 (13,086,369 → 13,010,537)
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金			
13 繰越金	308,790	前年度繰越金 308,790 (2,950,878 → 3,259,668)	
14 諸収入	33,050	給与費(下水道マネジメント推進課分) 19,403 (175,269 → 194,672) 観光戦略推進事務費 10,000 (27 → 10,027)	
15 県債	75,100	災害援護資金 75,100 (0 → 75,100)	
合計	348,584	620,683,455 → 621,032,039	

令和5年度12月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費	158	総務諸費 3,716 (32,608 → 36,324) 職員給与費 311 (260,680 → 260,991) 政務調査諸費 198 (4,820 → 5,018)	議員報酬費 △ 4,067 (593,467 → 589,400)
2 総務費	152,545	情報基盤システム再構築事業 42,351 (197,863 → 240,214) デジタルガバメント総合推進事業 31,202 (135,490 → 166,692) 職員給与費 20,685 (7,220,049 → 7,240,734) 総合生活文化会館管理運営費 19,546 (197,459 → 217,005)	児童手当支給費 △ 5,755 (150,935 → 145,180)
3 民生費	115,073	災害救助対策費 112,700 (1,077,844 → 1,190,544)	職員給与費 △ 19,323 (2,369,885 → 2,350,562)
4 衛生費	25,167	保健・疾病対策諸費 8,328 (27,467 → 35,795) 難病等医療費助成事業 6,675 (1,694,602 → 1,701,277) 職員給与費 1,813 (3,155,101 → 3,156,914)	
5 労働費	8,024	職員給与費 6,543 (588,989 → 595,532)	
6 農林水産業費	122,557	職員給与費 83,329 (6,104,362 → 6,187,691) ツキノワグマ被害防止総合対策事業 24,705 (18,892 → 43,597)	
7 商工費	41,881	職員給与費 19,204 (2,047,063 → 2,066,267) 観光戦略推進事務費 10,403 (20,175 → 30,578)	
8 土木費	9,433	職員給与費 12,994 (3,739,250 → 3,752,244)	ダム管理費 △ 8,009 (512,969 → 504,960)
9 警察費	22	一般管理事業 27,566 (868,839 → 896,405) 新型コロナウイルス感染症対策事業 13,124 (0 → 13,124)	職員給与費 △ 46,289 (19,865,134 → 19,818,845)
10 教育費	△ 126,276	高等学校運営費 17,197 (1,961,867 → 1,979,064) 特別支援学校運営費 3,131 (721,210 → 724,341) 博物館管理運営費 2,924 (113,797 → 116,721) 近代美術館管理運営費 2,662 (156,937 → 159,599)	職員給与費 △ 171,000 (77,967,363 → 77,796,363)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	348,584	620,683,455 → 621,032,039	

県税クラウド帳票外部委託に係る債務負担行為の設定について

税務課

1 目的

令和7年1月から運用を開始する「県税クラウドサービス」で使用する各種帳票の作成等を委託することにより、業務の効率化を図る。

2 概要

次の内容を委託する。

- (1) クラウドサービスの仕様に合わせた各種帳票の作成
- (2) 納税通知書等への印字
- (3) 納税通知書等の封筒への封入・封かん及び郵便局への搬入

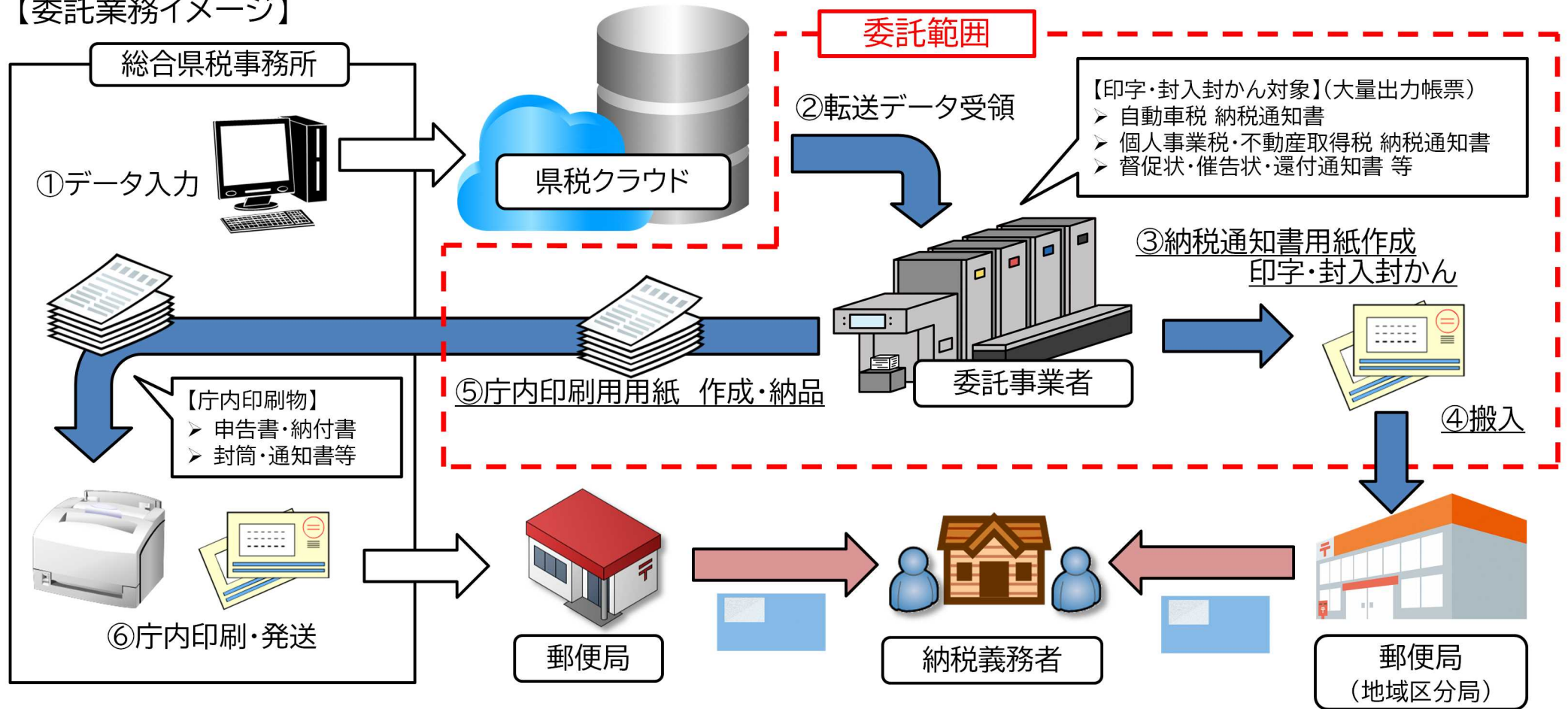
3 債務負担行為限度額

32,000千円 (⊖32,000千円) 内訳 [委託料 32,000千円]

4 債務負担行為を設定する理由

県税クラウドサービスを令和7年1月から運用開始するためには、各種帳票の作成等に相当の期間を要することから、今年度中に委託先の決定や契約手続を行う必要があるため。

【委託業務イメージ】



【今後のスケジュール】

	令和5年度(令和6年)			令和6年度(令和6年)									令和6年度(令和7年)				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
県税クラウドサービス導入	導入・仕様調整作業			データ移行作業						運用テスト・研修			運用開始				
県税クラウド帳票外部委託	調達公告			帳票設計		テスト用紙作成・印字テスト			本番用 用紙作成・確認								
	審査会						コンビニバーコード・eL-QR等 読取テスト										
	契約						委託業者とのデータ通信テスト										

広報事業に係る債務負担行為の設定について

広報広聴課

1 目的

県政情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促すため、様々な媒体を活用した広報を実施する。

2 概要

従来の広報媒体に加え、プッシュ型の情報発信として利用者の多いLINEを活用することで、さらなる情報のデジタル化を図るとともに、それぞれの媒体特性を生かして連動させるクロスメディア広報により、これまで以上に県政への関心を高め、行動を促すことを意識した広報を展開する。

3 債務負担行為限度額

72,780千円（ \oplus 2,992千円、 \ominus 69,788千円） 内訳 $\left(\begin{array}{l} \text{役務費} \quad 10,820 \text{千円} \\ \text{委託料} \quad 61,960 \text{千円} \end{array} \right)$

(1) クロスメディア広報推進事業（新規）

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------------------|
| ① 広報紙等 | 広報紙 | 年5回発行、8ページ、413千部印刷・配布 |
| | 新聞広報 | 年4回掲載、地元紙3紙、全5段 |
| ② 電波媒体 | テレビ広報 | 年12回（月1回）放送、県内民放3局 |
| | ラジオ広報 | 年48回（月4回）放送、県内民放FM1局 |
| ③ インターネットメディア | 公式LINE・ユーチューブ・SNS等 | による投稿、広告等 |

4 債務負担行為を設定する理由

令和6年度当初から、各媒体を活用して広報を実施するためには、今年度中に受託者の決定や契約手続を行い、掲載枠や放送枠の確保、制作や編集等を行う必要があるため。

広報事業に係る債務負担行為の設定について(参考資料)

クロスメディア広報

LINEを活用したプッシュ型による積極的な情報発信

県政への関心を高め、行動を促すことを意識した広報を展開

公式LINEの開設

- ◆ ユーザーが欲しい情報をプッシュ型・セグメント方式で迅速に配信
- ◆ ニーズの高い県政情報をリッチメニューで配置
- ◆ 防災関係システムと連携した緊急時の情報配信

- ・ 情報取得の利便性向上
- ・ 最新の情報を素早く・確実に届ける

LINEユーザーの利便性に係る機能を付加

<LINE画面上イメージ>



セグメント配信
受信設定することで、ユーザーが希望する情報を配信

リッチメニュー
県政情報をシンプルなアイコンで表示し、トーク画面の下部に固定するメニュー

防災関係システムの情報を連携配信

連携配信

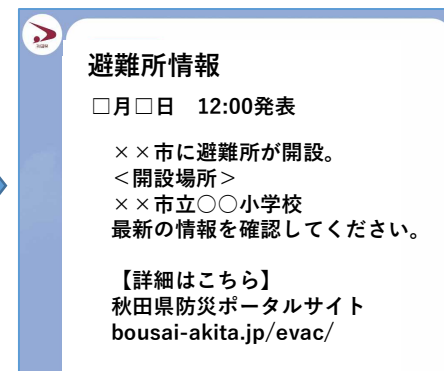
- ・ Lアラート
- ・ 秋田県河川砂防情報システム
- ・ その他連携が望ましいもの

★各システムの更新に合わせて、セグメント登録された情報をLINEで自動プッシュ配信

<LINE画面上イメージ>



①地域を設定



②設定地域の情報のみ届く

災害援護資金貸付金について

総合防災課

1 概要

令和5年7月14日からの大雨により被害を受けた世帯主に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき貸付けを行った市町村に対し資金の原資を貸付けする。

2 貸付先

秋田市

3 貸付割合

国2/3、県1/3（無利子）

4 予算額 112,700千円（債75,100千円 ⊖37,600千円）

積算内訳：貸付決定済 61,700千円（40件） ……10月末までの申請分

貸付見込み 51,000千円（1,700千円×30件） ……11～12月見込分

※令和6年1月以降の申請分については、令和6年度当初予算で措置予定

【参考】 制度概要

対象災害	都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（当該都道府県適用）
実施主体	市町村（条例により実施）
所得制限	あり（世帯人数によって異なる）
償還期間	10年（据置期間3年）
利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）

○貸付限度額(単位：千円)

- ①家財の1/3の損害 1,500
- ②住居の半壊 1,700 (2,500)
- ③住居の全壊 2,500 (3,500)

※被災した住居を建て直す際、残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合は括弧内の額

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について（議案第171号）

人事課

1 改正理由

人事委員会の知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料、期末手当及び勤勉手当並びに初任給調整手当を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条、第2条）

① 給料

若年層に重点を置いて引き上げる。（条例別表第1～別表第6） ※ 改定率 1.04%

② 期末・勤勉手当

次のとおり年間支給月数を引き上げる。（第21条、第22条関係）

	現 行	改 正 後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月	2.15月	2.15月	2.225月 (+0.075月)
12月	2.15月	2.30月 (+0.15月)	2.225月 (+0.075月)
年間計	4.30月	4.45月 (+0.15月)	4.45月 (+0.15月)

※再任用職員については、+0.10月（年間2.25月→2.35月）

③ 初任給調整手当

次のとおり医師等に対する支給限度額を引き上げる。（第9条の2関係）

職 種	現 行	改正後	増 減
医師等	4 1 4, 8 0 0 円	4 1 5, 6 0 0 円	+ 8 0 0 円

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条～第5条）

① 給料

一般職の職員に準じて引き上げる。

② 期末手当

次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月	1. 6 2 5月	1. 6 2 5月	1. 6 7 5月 (+ 0. 0 5月)
12月	1. 6 2 5月	1. 7 2 5月 (+ 0. 1 0月)	1. 6 7 5月 (+ 0. 0 5月)
年間計	3. 2 5月	3. 3 5月 (+ 0. 1 0月)	3. 3 5月 (+ 0. 1 0月)

3 施行期日

- 給料、初任給調整手当 令和5年 4月 1日（遡及適用）
- 期末・勤勉手当（令和5年度分） 令和5年12月 1日（ 〃 ）
- 期末・勤勉手当（令和6年度以降分） 令和6年 4月 1日

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(初任給調整手当) 第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて支給する。</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万五千六百元</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額五万八千円</p> <p>三・四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当) 第二十一条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員の</p>	<p>(初任給調整手当) 第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて支給する。</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万四千八百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額五万八千円</p> <p>三・四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当) 第二十一条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十七・五(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員の</p>

<p>うち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條第二項各号において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の百二・五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の六十二・五」ととする。</p> <p>4 6 略</p> <p>(勤勉手当) 第二十二條 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五(特定幹部職員にあつては、百分の百二十七・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十(特定幹部職員にあつては、百分の六十)を乗じて得た額の総額</p>	<p>うち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條第二項各号において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の九十七・五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十五」ととする。</p> <p>4 6 略</p> <p>(勤勉手当) 第二十二條 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十七・五(特定幹部職員にあつては、百分の百十七・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五)を乗じて得た額の総額</p>
--	---

3～5 略

※ 別表第一から別表第六までの給料表の改定は略

3～5 略

一般職の職員に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新

（期末手当）
第二十一条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條第二項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百（ ）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十八・七五」とする。

4～6 略

（勤勉手当）
第二十二條 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める

旧

（期末手当）
第二十一条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條第二項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4～6 略

（勤勉手当）
第二十二條 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める

支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五（特定幹部職員にあつては、百分の五十八・七五）を乗じて得た額の総額

3～5 略

支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十七・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十（特定幹部職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

3～5 略

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第三条による改正）

新

（給与に関する特例）
第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用

旧

（給与に関する特例）
第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用

する。

号給	給料月額 円
1	404,311
2	463,650
3	525,001
4	606,467
5	705,030
6	804,600

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	337,932
2	373,133
3	400,288

3 略

（給与条例の適用除外等）

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採

する。

号給	給料月額 円
1	399,937
2	459,374
3	519,818
4	600,410
5	698,128
6	796,853

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	333,449
2	369,715
3	396,915

3 略

（給与条例の適用除外等）

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採

用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。

用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第四条による改正）

新

旧

（特定任期付職員の給与に関する特例）
第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	382,185
2	429,455
3	479,742
4	542,099
5	618,536
6	722,128
7	843,824

2 略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十

（特定任期付職員の給与に関する特例）
第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	377,775
2	425,122
3	475,492
4	536,944
5	612,499
6	715,254
7	836,142

2 略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十

八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員を採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百七十二・五」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。

八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員を採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百七十二・五」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第五条第一号による改正）

新

旧

（給与条例の適用除外等）

（給与条例の適用除外等）

第六条 略
2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規

第六条 略
2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規

定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百六十七・五」とする。

定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百七十二・五」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。

一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部改正（第五条第二号による改正）

新

旧

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）
第八条 略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）
第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員を採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員を採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の

規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」とする

規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十二・五」とする

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第172号）

人事課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定を踏まえ、知事等の期末手当の支給月数を改定する必要がある。

2 改正内容

次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月	1. 575月	1. 575月	1. 625月 (+0. 05月)
12月	1. 575月	1. 675月 (+0. 10月)	1. 625月 (+0. 05月)
年間計	3. 15月	3. 25月 (+0. 10月)	3. 25月 (+0. 10月)

3 施行期日

- 令和5年度分 令和5年12月1日（遡及適用）
- 令和6年度以降分 令和6年 4月1日

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>（期末手当） 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」と あるのは「百分の百六十七・五」とする。</p> <p>3 ・ 4 略</p>	<p>（期末手当） 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」と あるのは「百分の百五十七・五」とする。</p> <p>3 ・ 4 略</p>

知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>（期末手当） 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十」と あるのは「百分の百六十二・五」とする。</p> <p>3 ・ 4 略</p>	<p>（期末手当） 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」と あるのは「百分の百六十七・五」とする。</p> <p>3 ・ 4 略</p>

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第170号）

人事課

1 改正理由

知事等の給与改定を踏まえ、県議会議員の期末手当の支給月数を改定する必要がある。

2 改正内容

次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月	1. 575月	1. 575月	1. 625月 (+0. 05月)
12月	1. 575月	1. 675月 (+0. 10月)	1. 625月 (+0. 05月)
年間計	3. 15月	3. 25月 (+0. 10月)	3. 25月 (+0. 10月)

3 施行期日

- 令和5年度分 令和5年12月1日（遡及適用）
- 令和6年度以降分 令和6年 4月1日

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p>
旧	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。</p>
旧	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p>

「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第173号）

人事課

1 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する必要がある。

2 改正内容

会計年度任用職員に支給できる手当に勤勉手当を追加する。

3 施行期日等

- (1) 令和6年4月1日
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

【参考】

○ 支給要件

次の要件をいずれも満たす会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給する。

- ①任用期間が6か月以上であること
- ②1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であること

		新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 この条例において「給与」とは、給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。))第十三条の三の規定による手当を含む。第十二条第一項において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び報酬をいう。</p> <p>(第二号職員の手当)</p> <p>第八条 第二号職員には、給与条例適用職員の例により、第二条に規定する手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給する。</p> <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第九条 会計年度任用職員で、任用期間(次に掲げる期間を含む。)(が六箇月以上で、かつ、一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分以上であるものには、給与条例適用職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。)</p> <p>一・二 略</p> <p>(単純労務の職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第十二条 単純労務の職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者(会計年度任用職員に限る。))をいう。次項において同じ。)に支給する給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び報酬とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 この条例において「給与」とは、給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。))第十三条の三の規定による手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び報酬をいう。</p> <p>(第二号職員の手当)</p> <p>第八条 第二号職員には、給与条例適用職員の例により、第二条に規定する手当(期末手当を除く。)を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第九条 会計年度任用職員で、任用期間(次に掲げる期間を含む。)(が六箇月以上で、かつ、一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分以上であるものには、給与条例適用職員の例により、期末手当を支給する。)</p> <p>一・二 略</p> <p>(単純労務の職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第十二条 単純労務の職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者(会計年度任用職員に限る。))をいう。以下同じ。)に支給する給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び報酬とする。</p> <p>2 略</p>	<p>職員(育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部改正(附則第二項による改正))</p> <p style="text-align: center;">新</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 給与条例第二十二條第一項又は市町村立学校職員給与条例第二十三條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p> <p>のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>職員(育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部改正(附則第二項による改正))</p> <p style="text-align: center;">旧</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 給与条例第二十二條第一項又は市町村立学校職員給与条例第二十三條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)(のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について（議案第174号）

財政課

1 改正理由

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第276号）による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の申請に係る手数料の徴収に関する規定を整備する必要がある。

2 改正内容

完成検査合格施設（※1）に、貯蔵施設又は特定供給設備であって高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第39条の22第1項の規定に基づき同法第39条の18に規定する認定高度保安実施者（※2）が完成検査を自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していることを確認したものを加えることとする。（第19条関係）

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとする。

（※1）完成検査合格施設

液化石油ガスに係る貯蔵施設又は特定供給設備のうち、高圧ガス保安法上の完成検査をすでに実施済みの施設。

（※2）認定高度保安実施者

テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できることを国が審査・認定し、自ら完成検査を行うことができる事業者。

液化石油ガス法の許可制度の概要

許可対象施設

- ・貯蔵施設（LPガス販売店のボンベ置場／貯蔵能力3,000kg以上）
- ・特定供給設備（LPガスの消費先に設置されるボンベ等／ボンベ：3,000kg以上、貯槽：1,000kg以上）

※「ボンベ」は移動が出来るもの、「貯槽」は地面に固定し移動出来ないもの

完成検査手数料

通常単価	設置の場合	31,000円/申請施設数
	変更の場合	24,000円/申請施設数
高圧ガス保安法の完成検査済施設の単価		5,800円/申請施設数

完成検査実施者

改正前

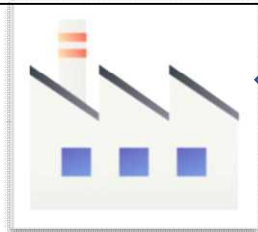
- ・都道府県
- ・高圧ガス保安協会
- ・指定完成検査機関
- ・認定完成検査実施者

改正後

- ・都道府県
- ・高圧ガス保安協会
- ・指定完成検査機関
- ・認定完成検査実施者
- ・認定高度保安実施者（追加）

手数料条例の内容

(例) 製造工場等（工業用）



LPガス供給

高圧ガス法の完成検査済施設

特定供給設備



LPガス供給

液化石油ガス法の完成検査申請

スーパー等（民生用）



申請手数料が減額

新	旧
<p>(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料)</p> <p>第十九条 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づき事務について次の各号に掲げる申請、請求又は出願をする者から、一件、一通又は一回につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 法第三十七条の三第一項の規定に基づき法第三十六条第一項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の申請</p> <p>又は同法第三十九条の二十二第一項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>	<p>(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料)</p> <p>第十九条 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づき事務について次の各号に掲げる申請、請求又は出願をする者から、一件、一通又は一回につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 法第三十七条の三第一項の規定に基づき法第三十六条第一項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の申請</p> <p>の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>